

がけ地近接等危険住宅移転事業のご案内

がけ崩れ、土石流、地すべりなどの危険から生命の安全を確保するため、災害危険区域などの区域内にある既存不適格住宅などからの移転を行う方に補助金を交付します。

事業対象住宅（危険住宅）

次の（１）～（３）のいずれかに該当する区域内にある既存不適格住宅※

※「既存不適格住宅」とは、区域が指定された際に、その区域に存する住宅、または建築工事中であった住宅をいいます。

※次のような場合は原則として対象としません。

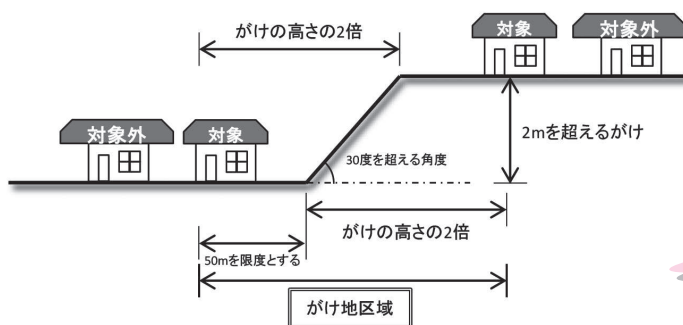
- ①住宅部分の床面積が延べ面積の $1/2$ 未満のもの
- ②企業などが所有している社宅、寮など

（１）災害危険区域

急傾斜地崩壊危険区域および個別指定区域（地すべり、山崩れ、がけ崩れ）

（２）がけ地近接

以下の区域内の危険住宅で昭和 47 年 12 月以前に建築されたもの



住宅が該当するか
わからない場合は
お問い合わせください。

（３）土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

補助の内容

	補助対象	補助金の限度額 (令和 6 年度の場合)
除却等費	危険住宅の除却などに要する費用	1 戸あたり 97 万 5 千円 + 除却費用 〔引越費用等 97 万 5 千円 除却費用等 3 万 2 千円/㎡※〕 ※令和 6 年標準建設費等通知に定める除却工事費 ※年度ごと改正
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設または購入（これに必要な土地の取得を含む。）に要する資金を金融機関などから借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率 8.5% を限度とする。）に相当する額の費用	1 戸あたり 421 万円 〔建物 325 万円 土地 96 万円〕 ※町内移転の場合

※移転を行う前年度に白鷹町建設課にご連絡をお願いします。

（令和 7 年度に移転を行いたい場合は、令和 6 年 8 月 30 日まで）

※補助対象住宅の除却などや移転先住宅の建設または購入については、補助を受ける年度内に完了させる必要があります。

※建物助成費のみの補助は受けられません。

【問い合わせ】建設課都市・住宅係 ☎ 85-6140

介護保険負担限度額認定証の更新受付 を開始します

介護保険負担限度額認定証（桃色）をお持ちの方に、介護保険係から申請書を送付します。
対象の方は、更新の手続きをお願いします。

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日	
番 号	
住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	性別
通年月日	から
有効期限	まで
食費の負担限度額	(介護予防)短期入所生活(療養)介護 その他のサービス
居住費又は 滞在費の 負担限度額	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室 従来型個室(特養等) 従来型個室(老健・療養等) 多床室
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び 印	0 6 4 0 2 2 白 鷹 町 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833番地 電話番号 (0238) 86-21110

見 本

- 申請期間 7月31日(水)まで(土日祝日を除く)
8:30～17:15まで
- 持ち物 介護保険負担限度額認定申請書、本人および配偶者(別居含)の預貯金等の額がわかるもの
例) 本人および配偶者(別居含)名義の記帳済みの通帳、有価証券等の写し(残高、額面がわかるもの) など
- 介護保険負担限度額認定証の有効期間は7月31日までとなるため、毎年手続きが必要です。
- 申請場所 健康福祉課(健康福祉センター内)

【問い合わせ】健康福祉課介護保険係 ☎ 86-0213



介護保険負担限度額の上限額が変わります

令和6年度介護報酬改定により、令和6年8月から介護保険施設に短期または長期入所した場合の居室費用(居住費)の上限額が60円引き上げられることに伴い、第1段階～第3段階②の方を対象に、居室費用(居住費)の利用者負担額も60円引き上げられることとなります。

詳しくは下表をご覧ください。

介護保険負担限度額 (令和6年8月～)		基準費用額 (日額)	負担限度額(上限額)			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食 費	短期入所	1,445円	300円	600円	1,000円	1,300円
	長期入所	1,445円	300円	390円	650円	1,360円
居 住 費	ユニット型個室		880円	880円	1,370円	1,370円
	ユニット型個室的多床室		550円	550円	1,370円	1,370円
	従来型 個室	特老等	380円	480円	880円	880円
		老健等	550円	550円	1,370円	1,370円
	多床室	特老等	0円	430円	430円	430円
		老健等	0円	430円	430円	430円